

施設園芸燃料価格高騰対策支援事業のご案内

『燃料価格高騰による施設園芸作物の加温経費負担軽減のため、農業者への支援事業を創設しました』

補助対象

施設園芸の加温設備の用に供するため、
令和4年10月1日から令和5年2月10日までに購入した
A重油及び灯油

交付単価及び補助金の額

燃料1リットル当たり5円×対象期間の購入数量
(算定金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

交付対象者

次の要件のいずれも満たす者

- (1) 市内に住所を有する個人、市内に主たる事務所を有する法人
- (2) 野菜、花き又は果樹の加温を要する施設園芸農業を営む者
- (3) 国の施設園芸セーフティネット構築事業の支援を受けていない者
- (4) 今後も加温設備等を活用した施設園芸農業を継続する意思がある者
- (5) 市税を完納している者
- (6) 暴力団員でない者（法人の場合は役員が暴力団員ではない者）

申請方法等

①交付申請書兼請求書、②誓約書兼同意書に、③対象期間における納品の状況を確認できる書類（納品書等）を添えて、市が別に定める期日までに農業振興課へ提出してください。

※申請期日は2月20日頃を予定しています。

※JAから燃料を購入している方の申請は、JA南部営農支援センターが取りまとめることとし、③を省略できるものとします。

～問合せ先～

〒799-3122 伊予市市場甲127番地1 伊予市農業振興課

TEL089-983-6350